

国家公務員宿舎の削減計画の概要

1. 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生（生活支援）目的のものは認めない。
2. 東日本大震災の集中復興期間に当たる5年間は、原則として新規建設は行わない。宿舎削減で捻出される財源は、復興費用等の財源に充てる。この間は、極力、耐震改修等に対応し、建替を行う場合においても、新たな土地ではなく、現地建替を基本とする。
3. この5年を目途に、宿舎戸数約21.8万戸に対して、5.6万戸（25.5%）程度の削減を行う。これを実現するため、下記4.～6.の対応を行う。現時点で廃止することを決定した宿舎は、全国で2,393住宅。その後も、借上げによる宿舎の活用、資産の圧縮といった視点を踏まえ、宿舎戸数や建設・管理コストについて、更なる削減を行う。
4. 千代田、中央、港3区に所在する宿舎は、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
5. 都心（概ね山手線内）に所在する宿舎のうち、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等は、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
6. その他の地域に所在する宿舎については、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等につき、効率性等の基準を勘案し、廃止宿舎を選定し、廃止。
7. 今後、幹部用宿舎の建設は行わない。既存の幹部専用宿舎についても、危機管理要員等が入居するものを除き順次廃止。
8. 朝霞住宅及び方南町住宅については建設を中止。
9. 宿舎使用料（駐車場の使用料を含む。）については、宿舎の建設、維持管理等に係る支出を賄えるよう引き上げる。
10. 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。